

○塩尻市公害防止条例	昭和58年3月30日条例第3号
改正	
昭和60年3月27日条例第5号	
平成8年9月30日条例第21号	
平成9年12月25日条例第41号	
平成13年3月28日条例第12号	
平成16年3月25日条例第7号	
令和元年12月20日条例第21号	
塩尻市公害防止条例	
塩尻市公害防止条例(昭和45年塩尻市条例第36号)の全部を改正する。	
目次	
第1章 総則(第1条・第2条)	
第2章 責務	
第1節 市長の責務(第3条―第7条)	
第2節 市民の責務(第8条・第9条)	
第3節 事業者の責務(第10条―第15条)	
第3章 公害の防止等	
第1節 指定事業所に関する規制等(第16条―第22条)	
第2節 環境保持に関する規定(第23条―第30条)	
第4章 雑則(第31条・第32条)	
第5章 罰則(第33条・第34条)	
附則	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 この条例は、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。	
(用語の定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)の侵害であって、水質の汚濁(水質以外の水の状態及び水底の底質が悪化することを含む。)、大気の汚染、土壌の汚染、地盤の沈下、騒音、振動又は悪臭(以下「水質の汚濁等」という。)によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることという。	
(2) 指定事業所 公害を発生し、又は発生させるおそれのある施設若しくは機械(以下「指定施設等」という。)を使用する事業所で、塩尻市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、規則で定めるものをいう。	
(3) 規制基準 指定事業所から排出(地下浸透を含む。)し、又は発生する水質の汚濁等の許容限度で、審議会の意見を聴き、規則で定めるものをいう。	
(4) 管理基準 指定事業所における指定施設等の構造、使用又は管理の方法等についての基準で、審議会の意見を聴き規則で定めるものをいう。	
(5) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する建築物及び特殊建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することという。	
(6) 雑排水 人の日常生活又は事業活動に起因し、排出される有機質系排水等(し尿及び雨水を除く。)で、次に掲げるものをいう。 ア 事業雑排水 事業活動に起因し、排出される雑排水 イ 家庭雑排水 事業雑排水以外の雑排水	
(7) 雑排水処理槽 事業雑排水及び家庭雑排水を浄化する施設で、規則で定めるものをいう。	
第2章 責務	
第1節 市長の責務	
(基本的責務)	
第3条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害の防止に関し必要な措置を講じるものとする。	
(監視及び調査)	
第4条 市長は、公害の防止の措置を推進するために、必要な監視、測定及び調査を行うものとする。	
(援助)	
第5条 市長は、事業者が公害防止のために行う施設の設置、改善、移転等について、必要と認められる場合は、技術的助言、資金のあっせん等の援助を行うものとする。	

(苦情、紛争等の処理)

第6条 市長は、公害に関する苦情、紛争等について市民の相談に応じ、速やかに実態を調査し、その苦情、紛争等の適正な解決に努めるものとする。

(知識の普及等)

第7条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害防止の意識の高揚に努めるものとする。

第2節 市民の責務

(基本的責務)

第8条 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地、施設等の管理義務)

第9条 市民は、その所有又は管理に属する土地、施設等について、適正な管理を行い、地域の生活環境の保全に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第10条 事業者は、良好な生活環境を保全するため、常に公害の防止に努めなければならない。

2 事業者は、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(最大努力義務)

第11条 事業者は、法令等で定める規制基準等に違反しない場合においても、それを理由として公害の防止について最大限の努力を怠ってはならない。

2 事業者は、その事業活動により公害に係る苦情、紛争等が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(環境保全の義務)

第12条 事業者は、その所有又は管理に属する土地、施設等について、清潔な環境の保持、緑化の推進、雑草の除去その他の適正な管理を行うことにより、地域の環境の保全に資するようにしなければならない。

(公害防止協定)

第13条 市長は、公害の発生を防止するため必要と認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を結ぶことができる。

2 事業者は、市長が公害の防止に関する協定の締結を求めたときは、誠意をもってこれに応じるよう努めなければならない。

(監視)

第14条 指定事業所の事業者は、排出又は発生する水質の汚濁等について、常時監視しなければならない。

(公害発生時の措置)

第15条 指定事業所の事業者は、事業活動又は事故等により、公害を発生し、若しくは発生させるおそれが生じたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、市長にその状況を報告しなければならない。

第3章 公害の防止等

第1節 指定事業所に関する規制等

(規制基準又は管理基準の遵守)

第16条 指定事業所の事業者は、規制基準又は管理基準を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、一の事業所が指定事業所となった際、現にその事業を行っている者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)については、指定事業所となった日から1年間は適用しない。

(指定事業所内容の届出)

第17条 指定事業所において指定施設等を設置しようとする事業者は、指定施設等の設置工事開始30日前までに規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 指定事業所の名称及び所在地

(3) 指定施設等の種類、構造及び能力

(4) 事業の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該事業所に係る規制基準又は管理基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において計画を変更すべきことを命令することができる。

(経過措置)

第18条 一の事業所が指定事業所となった際、現にその事業を行っている者は、指定事業所となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項による届出をしなければならない。

(措置勧告)

第19条 市長は、指定事業所がこの条例に定める規制基準又は管理基準に適合していないと認めるときは、期限を定めて指定施設等の改善又は撤去、処理方法の改善等の措置をとるよう事業を行っている者に対し勧告することができる。

2 市長は、この条例において、規制基準又は管理基準の定めがない指定事業所であっても、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、当該事業を行っている者に対し前項と同様の措置をとるよう勧告することができる。

(措置勧告不履行の公表)

第20条 市長は、前条の規定による事業者が措置勧告に従わないときは、市民に市広報その他の方法で、その旨を公表することができる。

(措置命令)

第21条 市長は、第19条第1項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命じることができる。

2 市長は、前項の規定により命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(措置の届出)

第22条 第19条の規定による勧告又は第21条第1項の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置を行ったときは、その日から10日以内に市長に届け出なければならない。

第2節 環境保持に関する規定

(雑排水処理槽設置義務)

第23条 建築物を建築しようとする者であつて、当該建築物の建築により雑排水を排出(地下浸透を含む。)する者は、雑排水処理槽を設置しなければならない。

2 この条例施行の際、現に存する建築物又は工事中の建築物を所有する者は、その雑排水が生活環境悪化の原因とならないよう雑排水処理槽を設置するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、適用しない。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内の者又は同法第24条の規定により許可を受けた者
 - (2) 塩尻市公共下水道条例(平成15年塩尻市条例第38号)第19条に規定する公共下水道に直接接続しない排水施設を設置した者
 - (3) 塩尻市農業集落排水施設条例(平成15年塩尻市条例第39号)第4条に規定する排水設備を設置した者
- (雑排水の排出先の制限)

第24条 市長は、前条の規定に従わないで建築物から排出される雑排水について、公共施設等への排出を拒むことができる。

2 雑排水処理槽により処理した雑排水は、常時流量がある等付近の環境悪化をきたさない用水路等に排出するよう努めなければならない。

(維持管理義務)

第25条 雑排水処理槽の所有者又は占有者は、その機能が良好な状態に保持できるよう適正に維持管理しなければならない。

(地下水採取の届出)

第26条 揚水施設(動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を除く。以下この条において同じ。)を採取するための設備をいう。以下この条において同じ。)を設置しようとする者は、当該揚水施設の設置工事を開始する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、当該揚水施設の吐出口の口径が25ミリメートル未満の場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項を変更したとき、又はその届出に係る揚水施設を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(静穏の保持)

第27条 何人も、音響機器音、楽器音、作業音、自動車音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(廃棄物の焼却禁止)

第28条 何人も、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物をいう。)を焼却してはならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第14条に規定する廃棄物の焼却については、この限りでない。

(屋外作業等の制限)

第29条 何人も、屋外作業又は屋外営業を行うことに伴い発生する粉じん、騒音、振動又は悪臭により、生活環境に障害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

(環境保持の勧告)

第30条 市長は、第23条から前条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の停止、防止の方法の改善その他必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

第4章 雑則

(報告及び検査)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業所の事業者に対し報告を求め、又は関係職員をして事業所に立入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第33条 第21条第1項の規定による措置命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第17条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第18条若しくは第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の塩尻市公害防止条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき提出された届出は、この条例の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づく規制基準の適用を受けている事業所にあつては、改正後の塩尻市公害防止条例第16条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から適用する。

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づき委嘱されている塩尻市公害対策審議会の委員の任期は、旧条例の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。

(塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

5 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和34年塩尻市条例第21号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和60年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月30日条例第21号)

この条例は、塩尻市行政手続条例(平成7年塩尻市条例第30号)の施行の日(平成8年10月1日)から施行する。

附 則(平成9年12月25日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の塩尻市公害防止条例第26条第1項に規定する揚水施設(吐出口の口径が25ミリメートル未満のものを除く。)を設置し、又は設置工事に着手している者は、この条例の施行の日から90日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出をした者は、同項の規定による届出をした者とみなす。
